

被災者支援に関する 各種制度の概要

〔 令和元年房総半島台風、東日本台風
及び
10月25日の大雨に係る支援 〕



千葉県

(令和2年4月1日現在)

目次

○ り災証明書の発行

被災後の状況	支援制度	頁
各種支援制度を受けるため、住宅の被害程度を認定して欲しい	り災証明書の発行	1

○ 経済・生活面の支援

被災後の状況	支援制度	頁
親や家族が亡くなった	災害弔慰金	2
	千葉県災害弔慰金	3
災害による負傷や疾病により障害を負った	災害障害見舞金	2
	千葉県災害見舞金	3
当面の生活資金や、生活再建のための資金が必要	被災者生活再建支援制度	4
	災害援護資金の貸付	5
	生活福祉資金制度による貸付 (緊急小口資金・福祉費(災害援護費))	6
	母子父子寡婦福祉資金貸付金	7
	労働者福祉資金融資制度	7
どこに相談したらよいかわからない。いっしょに解決してほしい。	中核地域生活支援センター(福祉の総合相談)	8
不安・悩みなどのこころの健康について相談したい	こころの健康相談窓口	9
消費生活における相談をしたい	消費者ホットライン	9
子どもの養育・就学への支援が必要	保育所等保育料の減免	9
	高等学校授業料等減免措置	10
	教科書等の無償供与(災害救助法)	10
	千葉県奨学資金の返還猶予及び緊急貸付	10
	子どもなどの相談支援	11
住宅ローンや事業性ローン等の免除・減額を受けたい	自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン	11

○ 税金・保険関係の支援

被災後の状況	支援制度	頁
税金や保険料等の軽減や支払猶予等をしてほしい	地方税の特別措置	12
	医療保険、介護保険の保険料・窓口負担の減免措置等	13
離職時の生活を支援してほしい	雇用保険の失業等給付	13
障害福祉サービス等の利用者負担の軽減をしてほしい	障害福祉サービス等の利用者負担金の減免	13
手数料等の減免をしてほしい（健康福祉関係）	手数料等の減免（健康福祉関係）	14

○ 住まいに関する支援

被災後の状況	支援制度	頁
住まいを建設・購入・補修するため、融資を受けたい	災害復興住宅融資（建設）	19
	災害復興住宅融資（新築住宅購入）	20
	災害復興住宅融資（補修）	21
	住宅金融支援機構の住宅ローンに対する返済方法の変更	22
	生活福祉資金制度による貸付（福祉費（住宅改修費））	22
	母子父子寡婦福祉資金の住宅資金	23
住まいの再建を行うため、一時的な住宅を確保したい	住宅の無償提供（県営住宅、国家公務員合同宿舎など）	23
	住宅の無償提供に関する情報（市町村営住宅）	23
	応急仮設住宅の供与（災害救助法）	24
住まいを修理・補修するため、資金補助を受けたい	住宅の応急修理（災害救助法）	24
	被災住宅修繕緊急支援事業補助金	25
	障害物の除去（災害救助法）	25
住まいの修理や補修などの再建について、業者に相談したい	被災住宅工事相談窓口の設置	25
	住宅被害相談窓口の設置	26

○ 企業への支援

被災後の状況	支援制度	頁
事業の再建のため、融資・支援を受けたい	千葉県中小企業復旧支援補助金	27
	千葉県制度融資（中小企業振興資金）	27
	被災観光関連施設等復旧への支援	28
会社の金融・経営について、どのような支援が受けられるか相談したい	金融相談窓口・経営相談窓口	28
事業主が利用できる支援・助成制度を受けたい	雇用調整助成金の特例措置	29

○ 農林漁業者への支援

被災後の状況	支援制度	頁
災害による被害があり、どのような支援が受けられるか相談したい	営農に関する相談	30
	水産関係被害の復旧に関する相談	30
農林漁業の再建のため、融資・支援を受けたい	農業近代化資金・漁業近代化資金	31
	農林漁業セーフティネット資金	31
	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	31
	農林漁業施設資金（災害復旧分）	32
農林漁業の再建に対する費用について、補助等の支援を受けたい	園芸・農産共同利用施設の再建・修繕への支援 [強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災産地施設支援対策）]	32
	被災した漁船の復旧への支援	32
被害が悪化しないよう、災害後に必要な対策等を知りたい	栽培技術支援	33


今回の房総半島台風及び東日本台風並びに「令和元年10月25日の大雨」による災害においては、千葉県内の以下の市町村が災害救助法の適用を受けています。

【災害救助法適用市町村（25市15町1村）】

千葉市（中央区、花見川区、稲毛区、若葉区、緑区）、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、鋸南町

※ それぞれの支援制度の中には、一定の適用基準が設けられているものがあることから、支援制度が適用とならない場合もあります。被災された場合に実際に制度が活用できるかなど、詳細については、各支援制度ごとに記載しているお問い合わせ先にご相談ください。

り災証明書の発行

制度の名称	り災証明書の発行																				
支援の種類	書類交付																				
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村が住家等の状況を調査し、被災者へ交付する「災害による被害の程度を証明する書面」であり、以下のような各種被災者支援策の適用の判断材料として、幅広く活用されます。 ●各種被災者支援策の例 <table border="1" data-bbox="406 555 1390 730"> <tr> <td>給付</td> <td>被災者支援生活再建支援金、義援金 等</td> </tr> <tr> <td>貸付（融資）</td> <td>（独）住宅金融支援機構融資、災害援護資金 等</td> </tr> <tr> <td>減免・猶予</td> <td>税、保険料、公共料金 等</td> </tr> <tr> <td>現物支給</td> <td>災害救助法に基づく応急仮設住宅、住宅の応急修理 等</td> </tr> </table> ●被災から支援措置の活用までの流れ <div data-bbox="308 790 1492 1137">  <p>被災者から市町村へ申請</p> <p>被害状況の調査（市町村）</p> <table border="1" data-bbox="507 992 1058 1137"> <thead> <tr> <th>被害の程度</th> <th>全壊</th> <th>大規模半壊</th> <th>半壊</th> <th>準半壊</th> <th>準半壊に至らない（一部損壊）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>損害割合</td> <td>50%以上</td> <td>40%以上 50%未満</td> <td>20%以上 40%未満</td> <td>10%以上 20%未満</td> <td>10%未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>罹災証明書の交付（市町村）</p> <p>各種被災者支援措置の活用</p> </div> 	給付	被災者支援生活再建支援金、義援金 等	貸付（融資）	（独）住宅金融支援機構融資、災害援護資金 等	減免・猶予	税、保険料、公共料金 等	現物支給	災害救助法に基づく応急仮設住宅、住宅の応急修理 等	被害の程度	全壊	大規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない（一部損壊）	損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満	10%以上 20%未満	10%未満
	給付	被災者支援生活再建支援金、義援金 等																			
貸付（融資）	（独）住宅金融支援機構融資、災害援護資金 等																				
減免・猶予	税、保険料、公共料金 等																				
現物支給	災害救助法に基づく応急仮設住宅、住宅の応急修理 等																				
被害の程度	全壊	大規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない（一部損壊）																
損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満	10%以上 20%未満	10%未満																
活用できる方	●災害により住宅に被害を受けた方																				
お問い合わせ	お住まいの市町村																				

経済・生活面の支援

制度の名称	災害弔慰金
支援の種類	給付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給します。 ●災害弔慰金の支給額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者が死亡した場合：市町村条例で定める額（500万円以下）を支給 ・その他の者が死亡した場合：市町村条例で定める額（250万円以下）を支給
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により死亡した方のご遺族です。 ●支給の範囲・順位 <ul style="list-style-type: none"> ・1. 配偶者、2. 子、3. 父母、4. 孫、5. 祖父母 ・上記のいずれも存しない場合には兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じく同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）
お問い合わせ	お住まいの市町村

制度の名称	災害障害見舞金
支援の種類	給付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給します。 ●災害障害見舞金の支給額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者が重度の障害を受けた場合：市町村条例で定める額（250万円以下）を支給 ・その他の者が重度の障害を受けた場合：市町村条例で定める額（125万円以下）を支給
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により以下のような重い障害を受けた方です。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼が失明した人 2. 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人 3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 5. 両上肢をひじ関節以上で失った人 6. 両上肢の用を全廃した人 7. 両下肢をひざ関節以上で失った人 8. 両下肢の用を全廃した人 9. 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人
お問い合わせ	お住まいの市町村

制度の名称	千葉県災害弔慰金・千葉県災害見舞金
支援の種類	給付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により県内で死亡した方の遺族や重傷者などに対して、県の基準により弔慰金・見舞金を支給します。 ●千葉県災害弔慰金の支給額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・死亡した場合：遺族に対し10万円を支給 ●千葉県災害見舞金の支給額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・行方不明となられた場合：家族に対し10万円を支給 ・重症を負った場合：3万円 ・家屋が全壊、全焼、流失した場合：10万円
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●千葉県災害弔慰金：災害により死亡した方のご遺族です。 ●千葉県災害見舞金：災害により行方不明となられた方の家族、重症を負った方、家屋が全壊・全焼・流失した世帯です。
お問い合わせ	お住まいの市町村

制度の名称	被災者生活再建支援制度																												
支援の種類	給付																												
制度の内容	<p>●災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。</p> <p>●支給額は、下記の2つの支援金の合計額になります。 (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になります。)</p> <p>■住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">住宅の被害程度</th> </tr> <tr> <th>全壊等</th> <th>大規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>■住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">住宅の再建方法</th> </tr> <tr> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借（公営住宅を除く）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円。</p> <p>●申請期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>申請期間</th> <th>申請期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎支援金</td> <td>災害のあった日から13か月の間</td> <td>令和2年10月8日</td> </tr> <tr> <td>加算支援金</td> <td>災害のあった日から37か月の間</td> <td>令和4年10月8日</td> </tr> </tbody> </table> <p>●支援金の用途は限定されませんので、何にでもお使いいただけます。 詳しくは、内閣府の防災情報のページ http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/index.html 「被災者生活再建支援法の概要」を参照してください。</p>		住宅の被害程度		全壊等	大規模半壊	支給額	100万円	50万円		住宅の再建方法			建設・購入	補修	賃借（公営住宅を除く）	支給額	200万円	100万円	50万円		申請期間	申請期限	基礎支援金	災害のあった日から13か月の間	令和2年10月8日	加算支援金	災害のあった日から37か月の間	令和4年10月8日
	住宅の被害程度																												
	全壊等	大規模半壊																											
支給額	100万円	50万円																											
	住宅の再建方法																												
	建設・購入	補修	賃借（公営住宅を除く）																										
支給額	200万円	100万円	50万円																										
	申請期間	申請期限																											
基礎支援金	災害のあった日から13か月の間	令和2年10月8日																											
加算支援金	災害のあった日から37か月の間	令和4年10月8日																											
活用できる方	<p>●住宅が自然災害（地震、津波、液状化等の地盤被害等）により全壊等（※）又は大規模半壊した世帯が対象です。 （※）下記の世帯を含みます。</p> <p>■住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯</p> <p>●被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。</p>																												
お問い合わせ	お住まいの市町村																												

制度の名称	災害援護資金の貸付																														
支援の種類	貸付（融資）																														
制度の内容	<p>●災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。貸付限度額等は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="10">貸付限度額</td> <td colspan="2">①世帯主に1か月以上の負傷がある場合</td> </tr> <tr> <td>ア 当該負傷のみ</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 家財の3分の1以上の損害</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の半壊</td> <td>270万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全壊</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">②世帯主に1か月以上の負傷がない場合</td> </tr> <tr> <td>ア 家財の3分の1以上の損害</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 住居の半壊</td> <td>170万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の全壊（エの場合を除く）</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全体の滅失又は流失</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td colspan="2">年3%以内で条例で定める率（据置期間中は無利子）</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td colspan="2">3年以内（特別の場合5年）</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td colspan="2">10年以内（据置期間を含む）</td> </tr> </table> <p>●また、災害援護資金を借り受けた方が支払う償還金のうち、利子に相当する額について補給金を交付します。</p>	貸付限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合		ア 当該負傷のみ	150万円	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円	ウ 住居の半壊	270万円	エ 住居の全壊	350万円	②世帯主に1か月以上の負傷がない場合		ア 家財の3分の1以上の損害	150万円	イ 住居の半壊	170万円	ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円	貸付利率	年3%以内で条例で定める率（据置期間中は無利子）		据置期間	3年以内（特別の場合5年）		償還期間	10年以内（据置期間を含む）	
貸付限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合																														
	ア 当該負傷のみ		150万円																												
	イ 家財の3分の1以上の損害		250万円																												
	ウ 住居の半壊		270万円																												
	エ 住居の全壊		350万円																												
	②世帯主に1か月以上の負傷がない場合																														
	ア 家財の3分の1以上の損害		150万円																												
	イ 住居の半壊		170万円																												
	ウ 住居の全壊（エの場合を除く）		250万円																												
	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円																													
貸付利率	年3%以内で条例で定める率（据置期間中は無利子）																														
据置期間	3年以内（特別の場合5年）																														
償還期間	10年以内（据置期間を含む）																														
活用できる方	<p>●以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上 2. 家財の1/3以上の損害 3. 住居の半壊又は全壊・流出 <p>●所得制限があります。表の額以下の場合が対象です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人員</th> <th>市町村民税における前年の総所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>220万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>430万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>620万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>●借入申込期間は終了しました。</p>	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。																		
世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額																														
1人	220万円																														
2人	430万円																														
3人	620万円																														
4人	730万円																														
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。																														
お問い合わせ	お住まいの市町村																														

制度の名称	生活福祉資金制度による貸付（緊急小口資金・福祉費（災害援護費））																
支援の種類	貸付（融資）																
制度の内容	<p>●生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や高齢者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。</p> <p>●生活福祉資金には、「緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用（緊急小口資金）」や「災害を受けたことにより臨時に必要な費用（福祉費（災害援護費）」についての貸付があります。それぞれの貸付限度額等は次のとおりです。</p> <p>●なお、令和元年房総半島台風、東日本台風により被災した世帯に対して、据置期間や償還期間の拡大などの特例措置があります。 特例措置の内容は、下表の（ ）のとおりです。</p> <p>■緊急小口資金</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>10万円以内</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>貸付けの日から2月以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>据置期間経過後12月以内</td> </tr> </table> <p>■福祉費（災害援護費）</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>150万円以内</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>貸付けの日から6月以内（2年以内）</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>据置期間経過後7年以内（20年以内）</td> </tr> </table> <p>●このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは、お住まいの地域の市町村社会福祉協議会にご相談ください。</p>	貸付限度額	10万円以内	貸付利率	無利子	据置期間	貸付けの日から2月以内	償還期間	据置期間経過後12月以内	貸付限度額	150万円以内	貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%	据置期間	貸付けの日から6月以内（2年以内）	償還期間	据置期間経過後7年以内（20年以内）
貸付限度額	10万円以内																
貸付利率	無利子																
据置期間	貸付けの日から2月以内																
償還期間	据置期間経過後12月以内																
貸付限度額	150万円以内																
貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%																
据置期間	貸付けの日から6月以内（2年以内）																
償還期間	据置期間経過後7年以内（20年以内）																
活用できる方	<p>●低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯</p> <p>●福祉費（災害援護費）については、災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の貸付が優先されます。</p>																
お問い合わせ	市町村社会福祉協議会																

制度の名称	母子父子寡婦福祉資金貸付金
支援の種類	貸付（融資）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●母子父子寡婦福祉資金とは、母子家庭や父子家庭、寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。 ●災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しては、償還金の支払猶予などの特別措置を講じます。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●母子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。） <ol style="list-style-type: none"> 1. 母子家庭の母（配偶者のない女子で現に児童を扶養している方） 2. 母子・父子福祉団体（法人） 3. 父母のいない児童（20歳未満） ●父子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。） <ol style="list-style-type: none"> 1. 父子家庭の父（配偶者のない男子で現に児童を扶養している方） 2. 母子・父子福祉団体（法人） 3. 父母のいない児童（20歳未満） ●寡婦福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。） <ol style="list-style-type: none"> 1. 寡婦（かつて母子家庭の母であった方） 2. 40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の方
お問い合わせ	お住まいの市町村（政令市・中核市を除く）

制度の名称	労働者福祉資金融資制度
支援の種類	貸付（融資）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●県内の同一住所に1年以上居住している中小企業の労働者または失業した労働者の生活安定のための融資制度です。 ●中小企業労働者生活安定資金 中小企業にお勤めの方で療養費、災害による損失に充てる費用、住宅補修費など臨時の出費に対して貸し付けます。貸付額 100万円以内 ●離職者生活安定資金 失業給付の受給資格を有し、その申請を行った求職活動中の方に生活費などを貸し付けます。貸付額 20万円または30万円以内
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業労働者生活安定資金：以下のすべての要件を備えた方 <ol style="list-style-type: none"> 1. 中小企業にお勤めの方 2. 1年以上同一の事業者には雇用されている年間所得150万円以上の方 3. 県内の同一の住所に1年以上居住し、世帯の生計を維持している方 ●離職者生活安定資金：以下のすべての要件を備えた方 <ol style="list-style-type: none"> 1. 離職中であって、失業給付の受給資格を有する方で現にその申請を行った方 2. 労働の意思及び能力を有し、現に求職活動中で離職後18か月以内の方 3. 県内に1年以上居住し、世帯の生計を維持していた方
お問い合わせ	中央労働金庫各店舗、県雇用労働課働き方改革推進班 043-223-2743

制度の名称	千葉県中核地域生活支援センター																																											
支援の種類	相談窓口																																											
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●『千葉県中核地域生活支援センター』は、子どもでも、大人でも、高齢者でも、障害がある方も、そのご家族も、どんな方からのご相談でもお受けします。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ご自宅など話しやすいところでお話をお聞きします。 ・ 内容の種類にかかわらずご相談をお受けします。 ・ 困りごとの解決に向け、ご本人（ご家族）といっしょに考え、いっしょに行動し、必要な手続きをしたり、専門家へ相談に行ったりします。 ・ 必要に応じて、弁護士や医師、行政機関、他の支援機関などとの連携や調整、福祉サービスの利用支援などを行います。 																																											
活用できる方	●千葉県民の方																																											
お問い合わせ	<p>【千葉県中核地域生活支援センター一覧】お住まいに近いセンターにご連絡ください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>担当地域（圏域）</th> <th>窓口の名称</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>習志野</td> <td>まるっと</td> <td>047(409)6161</td> </tr> <tr> <td>市川</td> <td>がじゅまる</td> <td>047(300)9500</td> </tr> <tr> <td>松戸</td> <td>ほっとねっと</td> <td>047(309)7677</td> </tr> <tr> <td>野田</td> <td>のだネット</td> <td>04(7127)5366</td> </tr> <tr> <td>印旛</td> <td>すけっと</td> <td>043(308)6325</td> </tr> <tr> <td>香取</td> <td>香取CCC</td> <td>0478(50)1919</td> </tr> <tr> <td>海匝</td> <td>海匝ネットワーク</td> <td>0479(60)2578</td> </tr> <tr> <td>山武</td> <td>さんネット</td> <td>0475(77)7531</td> </tr> <tr> <td>長生</td> <td>長生ひなた</td> <td>0475(22)7859</td> </tr> <tr> <td>夷隅</td> <td>夷隅ひなた</td> <td>0470(60)9123</td> </tr> <tr> <td>安房</td> <td>ひだまり</td> <td>0470(28)5667</td> </tr> <tr> <td>君津</td> <td>君津ふくしネット</td> <td>0439(27)1482</td> </tr> <tr> <td>市原</td> <td>いちはら福祉ネット</td> <td>0436(23)5300</td> </tr> </tbody> </table>		担当地域（圏域）	窓口の名称	電話番号	習志野	まるっと	047(409)6161	市川	がじゅまる	047(300)9500	松戸	ほっとねっと	047(309)7677	野田	のだネット	04(7127)5366	印旛	すけっと	043(308)6325	香取	香取CCC	0478(50)1919	海匝	海匝ネットワーク	0479(60)2578	山武	さんネット	0475(77)7531	長生	長生ひなた	0475(22)7859	夷隅	夷隅ひなた	0470(60)9123	安房	ひだまり	0470(28)5667	君津	君津ふくしネット	0439(27)1482	市原	いちはら福祉ネット	0436(23)5300
担当地域（圏域）	窓口の名称	電話番号																																										
習志野	まるっと	047(409)6161																																										
市川	がじゅまる	047(300)9500																																										
松戸	ほっとねっと	047(309)7677																																										
野田	のだネット	04(7127)5366																																										
印旛	すけっと	043(308)6325																																										
香取	香取CCC	0478(50)1919																																										
海匝	海匝ネットワーク	0479(60)2578																																										
山武	さんネット	0475(77)7531																																										
長生	長生ひなた	0475(22)7859																																										
夷隅	夷隅ひなた	0470(60)9123																																										
安房	ひだまり	0470(28)5667																																										
君津	君津ふくしネット	0439(27)1482																																										
市原	いちはら福祉ネット	0436(23)5300																																										

制度の名称	こころの健康相談窓口	
支援の種類	相談窓口	
制度の内容	●こころの健康についての相談を行っています。電話や面接で相談ができます。センターの規模によって異なりますが、医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、作業療法士などの専門職がいます。	
活用できる方	●災害により被災された方	
お問い合わせ	各保健所、千葉県精神保健福祉センター 043-263-3893	
	機関名	電話番号
	習志野健康福祉センター（保健所）	047-475-5152
	市川健康福祉センター（保健所）	047-377-1102
	松戸健康福祉センター（保健所）	047-361-2138
	野田健康福祉センター（保健所）	04-7124-8155
	印旛健康福祉センター（保健所）	043-483-1136
	香取健康福祉センター（保健所）	0478-52-9161
	海匝健康福祉センター（保健所）	0479-72-1281
	八日市場地域保健センター	
	山武健康福祉センター（保健所）	0475-54-0611
	長生健康福祉センター（保健所）	0475-22-5167
	夷隅健康福祉センター（保健所）	0470-73-0145
	安房健康福祉センター（保健所）	0470-22-4511
	君津健康福祉センター（保健所）	0438-22-3744
	市原健康福祉センター（保健所）	0436-21-6391

制度の名称	消費者ホットライン	
支援の種類	相談窓口	
制度の内容	●消費者ホットラインは、消費生活センター等の消費生活相談窓口の存在をご存知ない消費者の方に、地方自治体が設置している身近な消費生活相談窓口をご案内することにより、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。 http://www.caa.go.jp/region/shohisha_hotline.html	
活用できる方	●消費生活センター等の消費生活相談窓口の存在をご存知ない消費者の方	
お問い合わせ	●消費者ホットライン 188	

制度の名称	保育所等保育料の減免	
支援の種類	減免	
制度の内容	●居住する家屋や家財などが著しい損害を受けた場合など、保育料が減免される場合があります。	
活用できる方	●保育所等に通う児童の保護者	
お問い合わせ	お住まいの市町村	

制度の名称	高等学校授業料等減免措置
支援の種類	減免・猶予
支援の内容	●災害による経済的な理由によって授業料等の納付が困難な生徒を対象に、授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料等の徴収猶予又は減額、免除します。
活用できる方	●地方公共団体の長が天災その他特別の事情のある場合において減免を必要とすると認める方が対象です。（高等学校等就学支援金の支給対象者を除きます。）
お問い合わせ	各県立学校、県教育庁財務課会計指導班 043-223-4094

制度の名称	教科書等の無償給与（災害救助法）
支援の種類	現物支給
制度の内容	●災害救助法に基づく学用品の給付は、災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給します。
活用できる方	●災害救助法が適用された市町村において、住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等の児童・生徒（特別支援学校、養護学校の小学児童及び中学部生徒、中等教育学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を含む）が対象です。
お問い合わせ	災害救助法が適用された市町村

制度の名称	千葉県奨学資金の返還猶予及び緊急貸付
支援の種類	猶予・貸付
制度の内容	●千葉県奨学資金の返還について、自宅または職場等が被災した方は返還の猶予を申請できます。 ●高校在学中に被災により家計が急変した方については、奨学資金の貸付申請を各学校で受け付けています。
活用できる方	●自宅または職場等が被災した方、高校在学中に被災により家計が急変した方
お問い合わせ	県教育庁財務課育英班 043-223-4027

制度の名称	子どもなどの相談支援	
支援の種類	相談窓口	
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●令和元年房総半島台風等の影響による停電・断水に伴い、避難所等での生活を余儀なくされている被災者の方々は、急激な生活環境の変化や今後の見通しへの不安から、心身の健康への影響が生ずることが想定されます。 ●児童相談所では、被災地域における子ども等への相談支援を行っています。 	
活用できる方	●お子さんのことで気になることがある方、養育に不安を感じている方	
お問い合わせ	各児童相談所	
	機関名	電話番号
	中央児童相談所	043-253-4101 子ども家庭110番 043-252-1152
	市川児童相談所	047-370-1077 電話相談 047-370-5286
	柏児童相談所	04-7131-7175 電話相談 04-7134-4152
	銚子児童相談所	0479-23-0076 電話相談 0479-24-3231
	東上総児童相談所	0475-27-1733 電話相談 0475-27-5507
	君津児童相談所	0439-55-3100 電話相談 0439-55-3100
	千葉市児童相談所 (千葉市所管)	043-277-8880 電話相談 043-279-8080

制度の名称	自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン	
支援の種類	住宅ローンなどの免除・減額	
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅ローンなどの免除・減額を申し出ることができます。本制度のメリットは以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けられます。 ・財産の一部を手元に残せます（具体的には、債務者の被災状況や生活状況などの個別事情により異なります。）。 ・債務整理をしたことが個人信用情報として登録されないため、新たな借入りに影響が及びません。 ●債務の免除等には、一定の要件（債務者の財産や収入、信用、債務総額、返済期間、利率といった支払条件、家計の状況等を総合的に考慮して判断）を満たすことやローンの借入先の同意が必要となります。また、簡易裁判所の特定調停手続を利用することが必要となります。 <ul style="list-style-type: none"> ※具体的な手続等は、一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関ホームページをご確認ください。 http://www.dgl.or.jp/guideline/ 	
活用できる方	●自然災害の影響によって、住宅ローンや事業性ローン等の既往債務を弁済することができないまたは近い将来弁済できないことが確実と見込まれ、破産手続等の法的倒産手続の要件に該当するなどの一定の要件を満たした個人。	
お問い合わせ	最も多額のローンを借りている金融機関等	

税金・保険関係の支援

制度の名称	地方税の特別措置
支援の種類	減免・支払猶予・延長
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●地方税の減免等 災害により損害を受けた場合は、申請により次の税目（個人事業税、不動産取得税、軽油引取税、自動車税）について減免などが認められる場合があります。 ●徴収の猶予 納税者又は特別徴収義務者がその財産について被害を受けたことにより、県税を一時に納税できないと認められる場合は、申請により納税が猶予されます。 ●期限の延長 次の地域に住所または主たる事務所などを有する納税者または特別徴収義務者の方は、県税の申告・納付などの期限が、それぞれ記載のとおり自動で延長されます。 <ul style="list-style-type: none"> ■災害救助法適用市町村（25市15町1村）のうち、茂原市、長生郡長柄町及び長南町を除く市町村 令和元年9月9日（月）～令和元年12月1日（日）に到来する期限について、令和元年12月2日（月）まで延長 ■茂原市、長生郡長柄町及び長南町 令和元年9月9日（月）～令和2年1月5日（日）に到来する期限について、令和2年1月6日（月）まで延長 <p>※ 対象地域以外でも、申請により期限の延長が認められる場合があります。また、令和元年12月2日（茂原市、長生郡長柄町及び長南町については令和2年1月6日）以降も県税の申告などが引き続きできないと認められる場合は、申請により期限を延長することができます。各県税事務所にお問い合わせください。</p>
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●地方税の減免等 <ul style="list-style-type: none"> ■個人事業税：災害により事業用資産について損害を受けた場合 ■不動産取得税：災害により滅失もしくは損壊した不動産に代わる不動産を取得した場合、または取得した不動産がその取得直後に災害により滅失もしくは損壊した場合 ■軽油引取税：特別徴収義務者が災害により代金および軽油引取税を受け取ることができなくなった場合、または失った場合 ■自動車税：災害により自動車に損害を受けて、運行の用に供することができない場合
お問い合わせ	<p>お住まいの地域を管轄する各県税事務所</p> <p>※ 国税・市町村税は管轄の税務署またはお住まいの市町村</p>

制度の名称	医療保険、介護保険の保険料・窓口負担の減免措置等	
支援の種類	減免・支払猶予	
制度の内容	●医療保険、介護保険の保険料・窓口負担について、減免措置等が講じられる場合があります。	
	国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料及び窓口負担の減免・支払猶予	国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者について、保険料及び窓口負担の減免・支払猶予措置が講じられる場合があります。
	健康保険等の被保険者等の窓口負担の減免	健康保険等の被保険者等について、窓口負担の減免措置が講じられる場合があります。
活用できる方	●介護保険料及び窓口負担の減免	
	介護保険料の減免・支払猶予措置や、窓口負担の減免措置が講じられる場合があります。	
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害等による収入の減少などの特別な理由により、保険料・窓口負担の支払いが困難と認められる方 ●保険者によって取扱いが異なりますので、御加入の医療保険制度保険者や市町村にご確認ください。 	
お問い合わせ	健康保険組合、全国健康保険協会、市町村（国民健康保険・介護保険）、国保組合、後期高齢者医療広域連合、共済組合などの各医療保険者・介護保険者の窓口	

制度の名称	雇用保険の失業等給付	
支援の種類	給付	
制度の内容	●労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合等に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を一定の要件を満たした方に支給します。	
	●災害により雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職又は休業を余儀なくされた方に雇用保険の基本手当を支給する特例措置を実施します。	
活用できる方	●災害救助法の適用を受ける市町村に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業することとなったため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方が対象です。	
	●激甚災害法第25条の規定が適用された場合に、激甚災害法の適用を受ける地域に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業することになったため、休業を余儀なくされた方が対象です。	
お問い合わせ	公共職業安定所	

制度の名称	障害福祉サービス等の利用者負担金の減免	
支援の種類	減免	
制度の内容	●災害等による収入の減少などの特別な理由により、障害福祉サービス等に要する費用を負担することが困難である方に対し、利用者負担額の猶予または減免が講じられることがあります。	
活用できる方	●対象者については、市町村が定めることとなります。	
お問い合わせ	お住まいの市町村	

制度の名称	手数料等の減免（健康福祉関係）			
支援の種類	減免			
制度の内容	●令和元年房総半島台風、東日本台風及び10月25日の大雨で被災された方については、手数料等の減免ができる場合があります。			
	法令、条例	使用料・手数料	主な対象	問合せ先
	栄養士法	栄養士免許手数料	滅失による再交付手数料などの減免	健康づくり支援課 食と歯・口腔健康班 043-223-2667
	調理師法	調理師免許手数料	滅失による再交付手数料などの減免	健康づくり支援課 食と歯・口腔健康班 043-223-2667
	児童福祉法	保育士登録手数料	滅失による再交付手数料の減免	子育て支援課 子育て支援班 043-223-2317
	母体保護法	受胎調節実地指導員指定証・標識交付手数料	滅失による再交付手数料などの減免	児童家庭課 母子保健班 043-223-2332
	介護保険法	介護支援専門員証交付手数料	滅失による再交付手数料などの減免	高齢者福祉課 介護保険制度班 043-223-2446
	介護保険法	介護老人保健施設許可手数料	被災に伴う施設変更許可手数料の減免	高齢者福祉課 介護事業者指導班 043-223-2834
	保健師助産師 看護師法	准看護師免許手数料	滅失等による再交付手数料などの減免	各健康福祉センター
	医療法	病院、診療所、助産所検査手数料	被災に伴う施設変更許可手数料などの減免	医療整備課 医療指導班 043-223-3884
行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律（診療放射線技師及び診療エックス線技師法）	診療エックス線技師免許証交付手数料	滅失等による再交付手数料などの減免	医療整備課 看護師確保推進室 043-223-3877	

制度の内容

法令、条例	使用料・手数料	主な対象	問合せ先
臨床検査技師等に関する法律	衛生検査所登録証明書交付手数料	滅失等による再交付手数料などの減免	医療整備課 医療指導班 043-223-3884
大麻取締役法	大麻取扱者免許手数料	滅失等による再交付手数料などの減免	薬務課 麻薬指導班 043-223-2620
毒物及び劇物取締法	毒物劇物販売業登録手数料	滅失等による再交付手数料などの減免	薬務課 審査指導班 043-223-2618
覚せい剤取締役法	覚せい剤施用機関、研究者、製造業者等の指定手数料	滅失等による再交付手数料などの減免	薬務課 麻薬指導班 043-223-2620
麻薬及び向精神薬取締法	麻薬施用者、管理者、研究者等の免許手数料	滅失等による再交付手数料などの減免	薬務課 麻薬指導班 043-223-2620
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器等の製造販売にかかる許可手数料	滅失等による再交付手数料などの減免	薬務課 監視指導班 043-223-2619
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	薬局、店舗販売業、卸売販売業、高度管理医療機器販売業等にかかる許可手数料	滅失等による再交付手数料などの減免	薬務課 審査指導班 043-223-2618
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	配置販売業にかかる許可手数料	滅失等による再交付手数料などの減免	薬務課 企画指導班 043-223-2614
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	配置販売従事者身分証明書交付手数料販売従事登録証交付手数料	滅失等による再交付手数料などの減免	薬務課 企画指導班 043-223-2614

制度の内容

法令、条例	使用料・手数料	主な対象	問合せ先
食品衛生法	飲食店、喫茶、食品の製造等にかかる許可手数料	被災に伴う許可手数料などの減免	衛生指導課 食品衛生監視班 043-223-2626
理容師法	理容所検査手数料	被災に伴う許可手数料などの減免	衛生指導課 生活衛生推進班 043-223-2627
美容師法	美容所検査手数料	被災に伴う許可手数料などの減免	衛生指導課 生活衛生推進班 043-223-2627
旅館業法	旅館業許可手数料	被災に伴う許可手数料などの減免	衛生指導課 生活衛生推進班 043-223-2627
公衆浴場法	公衆浴場許可手数料	被災に伴う許可手数料などの減免	衛生指導課 生活衛生推進班 043-223-2627
クリーニング業法	クリーニング所開設検査手数料	被災に伴う検査手数料の減免	衛生指導課 生活衛生推進班 043-223-2627
クリーニング業法	クリーニング師免許手数料	滅失等による再交付手数料などの減免	衛生指導課 生活衛生推進班 043-223-2627
狂犬病予防法	犬の飼養管理費、返還手数料	被災に伴う管理費、手数料の減免	衛生指導課 公衆衛生獣医班 043-223-2642
と畜場法	と畜場許可手数料	被災に伴う許可手数料などの減免	衛生指導課 公衆衛生獣医班 043-223-2642
製菓衛生師法	製菓衛生師免許手数料	滅失等による再交付手数料などの減免	衛生指導課 企画調整班 043-223-2638
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	建築物清掃業者等にかかる登録手数料	被災に伴う登録手数料などの減免	衛生指導課 生活衛生推進班 043-223-2627
動物の愛護及び管理に関する法律	動物取扱業登録手数料特定動物の飼養又は保管の許可手数料	滅失等による再交付手数料などの減免	衛生指導課 公衆衛生獣医班 043-223-2642

制度の内容

法令、条例	使用料・手数料	主な対象	問合せ先
動物の愛護及び管理に関する法律	犬又は猫の引取り手数料、飼養管理費、返還手数料	被災に伴う管理費、手数料の減免	衛生指導課 公衆衛生獣医班 043-223-2642
動物の愛護及び管理に関する法律	負傷動物等の飼養管理費、返還手数料	被災に伴う管理費、手数料の減免	衛生指導課 公衆衛生獣医班 043-223-2642
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	食鳥処理場許可手数料	被災に伴う許可手数料などの減免	衛生指導課 公衆衛生獣医班 043-223-2642
保健所衛生研究所	試験検査手数料ほか	被災に伴う手数料等の減免	疾病対策課 043-223-2665
旧軍人軍歴の軍歴証明に関する事務	軍歴証明手数料	滅失等による再交付手数料などの減免	健康福祉指導課 遺族等援護班 043-223-2337
千葉県袖ヶ浦福祉センターの設置及び管理に関する条例	文書料	滅失等による文書料の減免	障害福祉事業課 県立施設改革班 043-223-2339
千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例	文書料	滅失等による文書料の減免	障害福祉事業課 県立施設改革班 043-223-2339
千葉県精神保健福祉センター設置管理条例	文書料	滅失等による文書料の減免	精神保健福祉センター 043-263-3891
千葉県立鶴舞看護専門学校設置管理条例	授業料、入学料、入学検査料	被災による生活困窮等に伴う減免(個別審査)	鶴舞看護専門学校 0436-88-3660
千葉県立野田看護専門学校設置管理条例	授業料、入学料、入学検査料	被災による生活困窮等に伴う減免(個別審査)	野田看護専門学校 04-7121-0222
千葉県立保健医療大学設置管理条例	授業料、入学料、入学検査料	被災による生活困窮等に伴う減免(個別審査)	保健医療大学 043-296-2000
ふぐの取扱い等に関する条例	ふぐ処理師免許手数料ふぐ営業認証手数料	滅失等による再交付手数料などの減免	衛生指導課 公衆衛生獣医班 043-223-2642

制度の内容	法令、条例	使用料・手数料	主な対象	問合せ先																														
	興行場法施行条例	興行場営業許可手数料	被災に伴う許可手数料などの減免	衛生指導課 生活衛生推進班 043-223-2627																														
	化製場等に関する法律施行条例	化製場等許可手数料	被災に伴う許可手数料などの減免	衛生指導課 生活衛生推進班 043-223-2627																														
	千葉県動物の愛護及び管理に関する条例	野犬等の飼養管理費、返還手数料	被災に伴う管理費、手数料の減免	衛生指導課 公衆衛生獣医班 043-223-2642																														
活用できる方	<p>●令和元年房総半島台風、東日本台風及び10月25日の大雨により被災した方</p> <p>※被災が分かる書面（り災証明書等）を確認します。</p>																																	
お問い合わせ	<p>県健康福祉部各担当課、各保健所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>習志野健康福祉センター（保健所）</td> <td>047-475-5152</td> </tr> <tr> <td>市川健康福祉センター（保健所）</td> <td>047-377-1102</td> </tr> <tr> <td>松戸健康福祉センター（保健所）</td> <td>047-361-2138</td> </tr> <tr> <td>野田健康福祉センター（保健所）</td> <td>04-7124-8155</td> </tr> <tr> <td>印旛健康福祉センター（保健所）</td> <td>043-483-1136</td> </tr> <tr> <td>香取健康福祉センター（保健所）</td> <td>0478-52-9161</td> </tr> <tr> <td>海匝健康福祉センター（保健所）</td> <td>0479-72-1281</td> </tr> <tr> <td>八日市場地域保健センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>山武健康福祉センター（保健所）</td> <td>0475-54-0611</td> </tr> <tr> <td>長生健康福祉センター（保健所）</td> <td>0475-22-5167</td> </tr> <tr> <td>夷隅健康福祉センター（保健所）</td> <td>0470-73-0145</td> </tr> <tr> <td>安房健康福祉センター（保健所）</td> <td>0470-22-4511</td> </tr> <tr> <td>君津健康福祉センター（保健所）</td> <td>0438-22-3744</td> </tr> <tr> <td>市原健康福祉センター（保健所）</td> <td>0436-21-6391</td> </tr> </tbody> </table>				機関名	電話番号	習志野健康福祉センター（保健所）	047-475-5152	市川健康福祉センター（保健所）	047-377-1102	松戸健康福祉センター（保健所）	047-361-2138	野田健康福祉センター（保健所）	04-7124-8155	印旛健康福祉センター（保健所）	043-483-1136	香取健康福祉センター（保健所）	0478-52-9161	海匝健康福祉センター（保健所）	0479-72-1281	八日市場地域保健センター		山武健康福祉センター（保健所）	0475-54-0611	長生健康福祉センター（保健所）	0475-22-5167	夷隅健康福祉センター（保健所）	0470-73-0145	安房健康福祉センター（保健所）	0470-22-4511	君津健康福祉センター（保健所）	0438-22-3744	市原健康福祉センター（保健所）	0436-21-6391
機関名	電話番号																																	
習志野健康福祉センター（保健所）	047-475-5152																																	
市川健康福祉センター（保健所）	047-377-1102																																	
松戸健康福祉センター（保健所）	047-361-2138																																	
野田健康福祉センター（保健所）	04-7124-8155																																	
印旛健康福祉センター（保健所）	043-483-1136																																	
香取健康福祉センター（保健所）	0478-52-9161																																	
海匝健康福祉センター（保健所）	0479-72-1281																																	
八日市場地域保健センター																																		
山武健康福祉センター（保健所）	0475-54-0611																																	
長生健康福祉センター（保健所）	0475-22-5167																																	
夷隅健康福祉センター（保健所）	0470-73-0145																																	
安房健康福祉センター（保健所）	0470-22-4511																																	
君津健康福祉センター（保健所）	0438-22-3744																																	
市原健康福祉センター（保健所）	0436-21-6391																																	

住まいに関する支援

制度の名称	災害復興住宅融資（建設）														
支援の種類	貸付（融資）														
制度の内容 (独立行政法人住宅金融支援機構の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を建設する場合に受けられる融資です。 ●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。 ●この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定するとその分返済期間が延長されます。 <table border="1" style="margin-left: 20px; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">融資限度額（※1）</th> <th style="text-align: center;">返済期間（※2）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">基本融資額</td> <td style="text-align: center;">1,680万円</td> <td style="text-align: center;">35年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特例加算額</td> <td style="text-align: center;">520万円</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">35年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">土地取得資金</td> <td style="text-align: center;">970万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">整地資金</td> <td style="text-align: center;">450万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、融資限度額（建設資金 2,200万円、土地取得資金 970万円、整地資金 450万円）又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限となります。 ※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据置期間は設定できません。 <p>（注）その他詳細については独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ （https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html） 又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</p>			融資限度額（※1）	返済期間（※2）	基本融資額	1,680万円	35年	特例加算額	520万円	35年	土地取得資金	970万円	整地資金	450万円
	融資限度額（※1）	返済期間（※2）													
基本融資額	1,680万円	35年													
特例加算額	520万円	35年													
土地取得資金	970万円														
整地資金	450万円														
活用できる方	●ご自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を建設される方で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方が対象です。														
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 災害専用ダイヤル（被災された方専用のダイヤル） 0120-086-353 沖縄振興開発金融公庫 098-941-1850														

制度の名称	災害復興住宅融資（新築住宅購入）									
支援の種類	貸付（融資）									
制度の内容 (独立行政法人 住宅金融支援 機構の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、新築住宅を購入する場合に受けられる融資です。 ●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。 ●この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定するとその分返済期間が延長されます。 <table border="1" style="margin-left: 20px; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>融資限度額（※1）</th> <th>返済期間（※2）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本融資額</td> <td>2,650万円</td> <td>35年</td> </tr> <tr> <td>特例加算額</td> <td>520万円</td> <td>35年</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、融資限度額（3,170万円）又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限となります。</p> <p>※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据置期間は設定できません。</p> <p>（注）その他詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ（https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html）又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</p>		融資限度額（※1）	返済期間（※2）	基本融資額	2,650万円	35年	特例加算額	520万円	35年
	融資限度額（※1）	返済期間（※2）								
基本融資額	2,650万円	35年								
特例加算額	520万円	35年								
活用できる方	●ご自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を購入される方で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方が対象です。									
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 災害専用ダイヤル（被災された方専用のダイヤル） 0120-086-353 沖縄振興開発金融公庫 098-941-1850									

制度の名称	災害復興住宅融資（補修）										
支援の種類	貸付（融資）										
制度の内容 （独立行政法人 住宅金融支援 機構の場合）	<ul style="list-style-type: none"> ●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を補修する場合に受けられる融資です。 ●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。 ●この融資は、融資の日から1年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定するとその分返済期間が延長されます。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>融資限度額（※1）</th> <th>返済期間（※2）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本融資額</td> <td>740万円</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>整地資金</td> <td rowspan="2">450万円</td> <td rowspan="2">20年</td> </tr> <tr> <td>引方移転資金</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限となります。</p> <p>※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据置期間は設定できません。</p> <p>（注）その他詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ（https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai_hosyu/index.html）又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</p>		融資限度額（※1）	返済期間（※2）	基本融資額	740万円	20年	整地資金	450万円	20年	引方移転資金
	融資限度額（※1）	返済期間（※2）									
基本融資額	740万円	20年									
整地資金	450万円	20年									
引方移転資金											
活用できる方	●ご自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を補修される方で、「罹災証明書」の発行を受けた方が対象です。										
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター <u>災害専用ダイヤル（被災された方専用のダイヤル）</u> 0120-086-353 沖縄振興開発金融公庫 098-941-1850										

制度の名称	住宅金融支援機構の住宅ローンに対する返済方法の変更
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●地震、津波、噴火、暴風雨又は洪水により被害を受けたご返済中の被災者（旧住宅金融公庫から融資を受けてご返済中の被災者を含む。）に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するものです。 ●概要は次のとおりです。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 返済金の払込みの猶予：被災の程度に応じて、1～3年間 2. 払込猶予期間中の金利の引下げ：被災の程度に応じて、0.5～1.5%の金利引下げ（ただし、引下げ後の金利が0%を下回る場合は0.01%までの引下げ） ※ フラット35（買取型）の場合は0.5%引き下げた金利 3. 返済期間の延長：被災の程度に応じて、1～3年 ※ 支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「罹災割合」に応じて決まります。詳しくは住宅金融支援機構又はお取り扱いの金融機関にご相談ください。 ※ （参考）住宅金融支援機構ホームページ https://www.jhf.go.jp/loan/hensai/hisai_goannai.html
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●以下のいずれかに該当し、被災後の収入が機構で定める基準以下となる見込みの方が対象です。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 融資住宅等が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方 2. 債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方 3. 商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した方
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 災害専用ダイヤル（被災された方専用のダイヤル）0120-086-353

制度の名称	生活福祉資金制度による貸付（福祉費（住宅改修費））								
支援の種類	貸付（融資）								
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 ●なお、令和元年房総半島台風、東日本台風により被災した世帯について、据置期間や償還期間の拡大などの特例措置があります。 特例措置の内容は、下表の（ ）のとおりです。 <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">貸付限度額</td> <td>250万円以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">貸付利率</td> <td>連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">据置期間</td> <td>貸付けの日から6月以内（2年以内）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">償還期間</td> <td>据置期間経過後7年以内（目安）（20年以内）</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ●このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは、お住まいの地域の市町村社会福祉協議会にご相談ください。 	貸付限度額	250万円以内	貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%	据置期間	貸付けの日から6月以内（2年以内）	償還期間	据置期間経過後7年以内（目安）（20年以内）
貸付限度額	250万円以内								
貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%								
据置期間	貸付けの日から6月以内（2年以内）								
償還期間	据置期間経過後7年以内（目安）（20年以内）								
対象者	●低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯								
お問い合わせ	市町村社会福祉協議会								

制度の名称	母子父子寡婦福祉資金の住宅資金	
支援の種類	貸付（融資）	
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 	
	貸付限度額	200万円以内
	貸付利率	連帯保証人がいる場合：無利子 連帯保証人がいない場合：年1.0%
	据置期間	6か月
	償還期間	7年
活用できる方	●住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・父子・寡婦世帯が対象です。	
お問い合わせ	お住まいの市町村（政令市・中核市を除く）	

制度の名称	住宅の無償提供（県営住宅、国家公務員合同宿舎など）	
支援の種類	現物貸与	
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅に大きな被害を受け、居住困難となった方に対し、県営住宅などの無償提供を行っています。 ●提供を実施している施設は以下のとおりです。 	
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 県営住宅 2. 国家公務員合同宿舎 3. 県職員住宅 4. 県教職員住宅 	
活用できる方	●房総半島台風及び東日本台風並びに令和元年10月25日の大雨により被災し、住宅に大きな被害を受け、現在の住まいに継続して居住することが困難となった方	
お問い合わせ	上記1：県住宅課県営住宅管理班 043-223-3222 2：県住宅課県営住宅管理班 043-223-3222 3：県総務ワークステーション 043-350-2114 4：県教育庁福利課厚生班 043-223-4123	

制度の名称	住宅の無償提供に関する情報（市町村営住宅）	
支援の種類	情報提供	
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●被災者に対する、市町村営住宅の無償提供に関する情報を県ホームページにおいて提供しています。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■令和元年台風第15号及び第19号並びに「令和元年10月25日の大雨」の被災者に対する市町村営住宅の提供について https://www.pref.chiba.lg.jp/juutaku/saigaifukkyuu/shichousonkoueizyuutaku.html 	
活用できる方	●詳細については、各市町村にお問い合わせください。	
お問い合わせ	県住宅課住宅支援班 043-223-3223	

制度の名称	応急仮設住宅の供与（災害救助法）		
支援の種類	現物給付		
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法に基づき、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借り上げて提供する事業（賃貸型応急住宅の供与）を実施します。入居期間は最長2年間です。 ●借上げの対象となる住宅は、月額家賃が以下の上限（※）を超えない住宅で、原則、耐震性能が確保された住宅である等、一定の条件を満たした県内（全域）の住宅が対象です。 		
	入居世帯人数	2人以下	3人以上
	月額家賃上限	75,000円	85,000円
制度の内容	<p>（※）但し、家賃相場の差を考慮し、以下の12市において5人以上の世帯で入居する場合は、月額12万円を上限とします。</p> <p>千葉市、習志野市、八千代市、市川市、船橋市、浦安市、松戸市、野田市、流山市、鎌ヶ谷市、柏市、我孫子市</p> <ul style="list-style-type: none"> ●費用負担については、家賃、共益費、礼金、仲介手数料などが県負担、光熱水費などが入居者負担となります。 		
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●原則として、以下の全ての要件を満たす方 <ol style="list-style-type: none"> 1. 被災時において、災害救助法の適用を受けた25市15町1村のいずれかに住所を有していた方 2. 住家の全壊により居住する住家がない方 半壊（「大規模半壊」を含む）で、住宅としての利用ができず、自らの住家に居住できない方 3. 自らの資力では、住家を確保することができない方 4. 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度又は障害物の除去制度を利用していない方 		
お問い合わせ	県住宅課県営住宅建設計画班 043-223-3228		

制度の名称	住宅の応急修理（災害救助法）		
支援の種類	現物支給		
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が半壊し又は、これに準ずる程度の損傷の住家被害を受け、自ら修理する資力のない世帯等に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理します。 ●応急修理は、市町村が業者に委託して実施します。 ●修理限度額は1世帯あたり59万5千円（半壊以上の場合）又は30万円（一部損壊（準半壊）の場合）です。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます。 		
	活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法が適用された市町村において、以下の要件を満たす方が対象です。 <ol style="list-style-type: none"> ①災害により住宅が半壊以上又は半壊に準ずる程度の損傷（一部損壊（準半壊））を受けた方 ②応急仮設住宅等に入居していない方 ③自ら修理する資力のない世帯（※大規模半壊以上の世帯については資力は問いません）。 	
お問い合わせ	災害救助法が適用されたお住まいの市町村		

制度の名称	被災住宅修繕緊急支援事業補助金
支援の種類	経費補助
制度の内容	●国の被災者生活再建支援制度の対象とならない「一部損壊の住宅」等に対し、災害救助法（応急修理）や国の交付金による支援に加え県が上乗せ補助を行い、最大50万円まで支援します。
活用できる方	●災害救助法適用地域にお住まいで、災害により住宅が一部損壊した方。 ●災害救助法適用外地域にお住まいで、災害により住宅が半壊又は一部損壊した方。 ※工事が完了した方も対象となります。
お問い合わせ	お住まいの市町村

制度の名称	障害物の除去（災害救助法）
支援の種類	現物支給
制度の内容	●災害救助法に基づく障害物の除去は、災害によって、土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれ、日常生活を営むのに支障をきたしている方に対して、障害物を除去します。 ●障害物の除去は、都道府県又は市町村が業者等に委託して実施します。 ●障害物の除去の費用は、市町村内において行った1世帯当たりの平均が13万5,400円以内です。ただし、この費用の額以内で対応できない場合は、事前に都道府県から国へ協議を行うことができます。
活用できる方	●居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあって、自らの資力では当該障害物を除去できない方が対象です。なお、原則として敷地内については、住家への出入口等で日常生活に支障をきたすもの、放置しておくことが居住者等の生命に危険を及ぼす可能性のあるものを除去する場合も対象となります。
お問い合わせ	災害救助法が適用されたお住まいの市町村

制度の名称	被災住宅工事相談窓口の設置
支援の種類	相談窓口
制度の内容	●令和元年房総半島台風等の被災者の方に対し、（一社）全国木造建設事業協会千葉県協会の協力を得て、電話による被災住宅工事相談窓口を開設しています。 ●災害救助法に基づく応急修理申請及び被災住宅修繕緊急支援事業補助金申請に係る見積作成や工事を請け負う業者を紹介します。 ●相談受付時間は午前9時～午後4時（日、祝日除く）です。
活用できる方	●災害により住宅の被害を受けた方
お問い合わせ	（一社）全国木造建設事業協会千葉県協会 0120-029-289（通話無料）

制度の名称	住宅被害相談窓口の設置
支援の種類	相談窓口
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●令和元年房総半島台風等の被災者に対し、ちば安心住宅リフォーム推進協議会の協力を得て、住宅被害相談電話窓口を開設しています。 ●被災した住宅の修理や再建に関する皆様の不安や疑問について、専門家である建築士・建設団体担当者が、電話にて、技術的な面からご相談にお答えします。(無料相談) ●相談受付時間は午前9時～午後5時(土、日、祝日除く)です。
活用できる方	●災害により住宅の被害を受けた方
お問い合わせ	ちば安心住宅リフォーム推進協議会事務局 0120-331-772 (通話無料)

企業への支援

制度の名称	千葉県中小企業復旧支援補助金
支援の種類	経費補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●被災した中小企業に対し、事業活動の再開に必要な費用について支援を行います。 ●補助対象は施設費、機械装置費などです（保険対象となる経費を除く）。 ※既に復旧が完了したのも対象 ●補助率：4分の3以内 補助限度額：1,000万円以内 ※申請受付期限 令和2年4月30日（木） ※申請に必要な書類等は県HPに掲載。 https://www.pref.chiba.lg.jp/keisei/hukkyuhojokin.html
活用できる方	●被災した中小企業事業者
お問い合わせ	県経済政策課中小企業復旧支援補助金窓口 TEL 043-223-3725

制度の名称	千葉県制度融資（中小企業振興資金）
支援の種類	貸付（融資）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害によって被害を受けた中小企業者の方に、セーフティネット資金を融資します。以下の1～3それぞれの枠については、併せて利用することが可能です。 ●1. 一般枠：経営の安定に支障を生じている方又は復旧のための資金を必要とする中小企業・小規模企業者が利用できる融資制度です。 2. 市町村認定枠：国が、災害により相当数の中小企業の事業活動に著しい支障が生じている地域を指定することで、その地域で売上高が減少している中小企業・小規模企業者が利用可能となる融資制度です。 3. 激甚災害枠：国が、災害により多大な被害を被った区域（市町村）を指定することで、その区域で直接被害を受けた中小企業・小規模企業者が利用できる融資制度です。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●上記1：最近3か月又は6か月の売上高が直近3年間のいずれかの同期比3%以上減少している中小企業者等 2：令和元年東日本台風による災害によって被害を受けた中小企業者 ※以下の2つの事項について、事業所の所在地の市町村長から認定を受ける必要があります。 <ul style="list-style-type: none"> ①災害救助法の適用市町村（銚子市、館山市、市原市、南房総市、山武市）において1年以上継続して事業を行っていること （取扱期間：令和2年5月11日まで） ②台風による影響を受けた後、1か月間の売上が前年同月比2割以上減少し、その後2か月も同様の見込みであること 3：令和元年房総半島台風及び東日本台風による災害によって被害を受けた中小企業者 ※以下の災害による市町村発行の罹災証明書が必要となります。 <ul style="list-style-type: none"> ①安房郡鋸南町で房総半島台風により直接被害を受けたこと （取扱期間：令和2年4月16日まで） ②千葉県内において東日本台風により直接被害を受けたこと （取扱期間：令和2年4月30日まで）
お問い合わせ	金融機関

制度の名称	被災観光関連施設等復旧への支援
支援の種類	経費補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●観光公衆トイレや公衆無線LANなど観光客の受入に係る施設の整備に対し、補助を行っています。 ●被災した施設も対象になりますので、お問合せください。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●観光公衆トイレ整備：県内の中小企業事業者、各種団体 ●公衆無線LAN環境整備：県内の宿泊事業者、商工団体等
お問い合わせ	県観光企画課オール千葉おもてなし推進班 TEL 043-223-3492

制度の名称	金融相談窓口・経営相談窓口
支援の種類	相談窓口
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●県内の中小企業を対象とした、金融・経営に関する電話相談窓口を設置しています。 ●受付時間は平日、午前9時から午後5時となります。なお、地域の商工会・商工会議所においても、各種相談に対応します。
活用できる方	●県内の中小企業事業者
お問い合わせ	金融相談窓口：県経営支援課金融支援室 TEL 043-223-2707 経営相談窓口：(公財)千葉県産業振興センター チャレンジ企業支援センター TEL 043-299-2907

制度の名称	雇用調整助成金の特例措置
支援の種類	助成
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●令和元年房総半島台風、東日本台風による災害に伴う経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業所の事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、事業主が支払う休業手当、賃金などの一部が助成されます。 ●本特例は、休業等の初日が、房総半島台風の影響によるものについては令和元年9月9日から令和2年3月8日まで、東日本台風の影響によるものについては令和元年10月12日から令和2年4月11日までの間にある、下記特例の対象となる事業主に対して適用されます。 ●なお、①～④については東日本台風の影響によるもののみ対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> ①休業(教育訓練、出向は除く。)を実施した場合の助成率を引き上げる(※岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡の各都県内の事業所が対象) 【中小企業：2/3から4/5へ】【大企業：1/2から2/3へ】 ②支給限度日数を「1年間で100日」から「1年間で300日」に延長(※岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡の各都県内の事業所が対象) ③新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とする ④過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、 ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象とする イ 通常、支給限度日数は1年間で100日、3年間で通算150日までのところ、本特例の対象となった休業等については、その制限とは別枠で受給可能とする ⑤災害発生日(房総半島台風：令和元年9月9日、東日本台風：令和元年10月12日)に遡っての休業等計画届提出が、令和2年1月20日提出分まで可能 ⑥生産指標の確認期間を最近3か月から1か月に短縮する ⑦災害発生時に起業後1年未満の事業主についても助成対象とする ⑧最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とする
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●特例の対象となる事業主 令和元年房総半島台風、東日本台風の影響に伴う「経済上の理由」により休業等を余儀なくされた事業所の事業主 ※令和元年房総半島台風、東日本台風の影響に伴う「経済上の理由」とは、例えば、 <ul style="list-style-type: none"> ・取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない場合 ・交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合 ・電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合 ・風評被害により、観光客が減少した場合 ・事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、早期の修復が不可能であることによる事業活動の阻害
お問い合わせ	千葉労働局職業安定部職業対策課 TEL 043-221-4393

農林漁業者への支援

制度の名称	営農に関する相談		
支援の種類	営農相談		
制度の内容	●県各農業事務所において、被災した農業者向けの相談を実施しています。		
活用できる方	●被災した県内の農業者		
お問い合わせ	県各農業事務所		
	機関名	組織	電話番号
	千葉農業事務所	企画振興課 改良普及課	043-300-1985 043-300-0950
	東葛飾農業事務所	企画振興課 改良普及課	04-7143-4121 04-7162-6151
	印旛農業事務所	企画振興課 改良普及課	043-483-1129 043-483-1124
	香取農業事務所	企画振興課 改良普及課	0478-52-9192 0478-52-9195
	海匝農業事務所	企画振興課 改良普及課	0479-62-0156 0479-62-0334
	山武農業事務所	企画振興課 改良普及課	0475-54-1122 0475-54-0226
	長生農業事務所	企画振興課 改良普及課	0475-22-1751 0475-22-1771
	夷隅農業事務所	企画振興課 改良普及課	0470-82-4956 0470-82-2213
	安房農業事務所	企画振興課 改良普及課	0470-22-7131 0470-22-8132
	君津農業事務所	企画振興課 改良普及課	0438-25-0107 0438-23-0299

制度の名称	水産関係被害の復旧に関する相談		
支援の種類	復旧相談		
制度の内容	●県各水産事務所や県水産課において、被災した漁業者や水産加工業者に対し、施設復旧や技術指導等を実施しています。		
活用できる方	●被災した県内の漁業者及び水産加工業者		
お問い合わせ	県各水産事務所、県水産課企画指導室 043-223-3041		
	機関名	組織	電話番号
	銚子水産事務所	漁業調整指導課・改良普及課	0479-22-8397
	館山水産事務所	漁業調整指導課・改良普及課	0470-22-5761
	勝浦水産事務所	漁業調整指導課・改良普及課	0470-73-0108
	水産課	企画指導室	043-223-3032

制度の名称	農業近代化資金・漁業近代化資金		
支援の種類	貸付（融資）		
制度の内容	●農業者・漁業者などに対し、施設資金などを低利で融資します。資金の概要は、以下のとおりです。		
	資金名	資金用途	貸付限度額
	農業近代化資金	施設整備資金 長期運転資金	個人：1,800万円 法人：2億円
	漁業近代化資金	施設整備資金	個人：3億6,000万円 漁協等：12億円
制度の内容	●貸付の対象者、資金の用途、貸付条件の詳細については、下記のお問い合わせ先または融資機関にご確認ください。		
活用できる方	●農業者・漁業者		
お問い合わせ	県各農業事務所、県各水産事務所、県団体指導課経営支援室 043-223-3075		

制度の名称	農林漁業セーフティネット資金		
支援の種類	貸付（融資）		
制度の内容	●災害により経営状況が悪化した農林漁業者のために資金を融資します。資金の概要は、以下のとおりです。		
	資金用途	貸付限度額	償還期間
	運転資金	600万円 (別途特認あり)	10年以内 (うち据置3年以内)
制度の内容	●貸付の対象者、資金の用途、貸付条件の詳細については、下記のお問い合わせ先にご確認ください。		
活用できる方	●農業者・漁業者		
お問い合わせ	日本政策金融公庫千葉支店 043-238-8501		

制度の名称	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）		
支援の種類	貸付（融資）		
制度の内容	●認定農業者に対し、設備資金や長期運転資金を融資します。資金の概要は、以下のとおりです。		
	資金用途	貸付限度額	償還期間
	施設整備資金 長期運転資金	個人：3億円 法人：10億円	25年以内 (うち据置10年以内)
	制度の内容	●貸付の対象者、資金の用途、貸付条件の詳細については、下記のお問い合わせ先にご確認ください。	
活用できる方	●認定農業者		
お問い合わせ	日本政策金融公庫千葉支店 043-238-8501		

制度の名称	農林漁業施設資金（災害復旧分）						
支援の種類	貸付（融資）						
制度の内容	<p>●災害により被害を受けた農林漁業者に対し、農業・漁業施設などの復旧に必要な設備資金を融資します。資金の概要は、以下のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>資金使途</td> <td> <p>【共同利用施設】 農産物の生産、流通、加工又は販売等に必要な共同利用施設及びその他の共同利用施設の復旧</p> <p>【主務大臣指定施設】 ア：農畜舎、農作物育成管理用施設、農産物処理加工施設、農機具等の復旧 イ：果樹の改植</p> </td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額 または1施設あたり300万円</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>共同利用施設：20年以内（うち据置3年以内） 主務大臣指定施設：15年以内（うち据置3年以内） 果樹の改植は25年以内</td> </tr> </table> <p>●貸付の対象者、資金の用途、貸付条件の詳細については、下記のお問い合わせ先にご確認ください。</p>	資金使途	<p>【共同利用施設】 農産物の生産、流通、加工又は販売等に必要な共同利用施設及びその他の共同利用施設の復旧</p> <p>【主務大臣指定施設】 ア：農畜舎、農作物育成管理用施設、農産物処理加工施設、農機具等の復旧 イ：果樹の改植</p>	貸付限度額	貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額 または1施設あたり300万円	償還期間	共同利用施設：20年以内（うち据置3年以内） 主務大臣指定施設：15年以内（うち据置3年以内） 果樹の改植は25年以内
資金使途	<p>【共同利用施設】 農産物の生産、流通、加工又は販売等に必要な共同利用施設及びその他の共同利用施設の復旧</p> <p>【主務大臣指定施設】 ア：農畜舎、農作物育成管理用施設、農産物処理加工施設、農機具等の復旧 イ：果樹の改植</p>						
貸付限度額	貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額 または1施設あたり300万円						
償還期間	共同利用施設：20年以内（うち据置3年以内） 主務大臣指定施設：15年以内（うち据置3年以内） 果樹の改植は25年以内						
活用できる方	●農業者・漁業者						
お問い合わせ	日本政策金融公庫千葉支店 043-238-8501						

制度の名称	園芸・農産共同利用施設の再建・修繕への支援 【強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災産地施設支援対策）】
支援の種類	経費補助
制度の内容	<p>●被害を受けた産地に対し、共同利用施設（集出荷施設、乾燥調製施設等）の再建・修繕や、被災を機に産地で共同利用する耐候性ハウスを導入する取組、再建の前提となる損壊した施設の撤去等に要する経費を助成します。</p> <p>●受益農業従事者が5名以上であることや成果目標の設定、対象作物ごとの面積要件を見当たすことなどの採択要件があります。</p> <p>●補助率は1/2以内です。（園芸施設共済の加入対象施設である場合は、園芸施設共済の加入状況等により助成額が調整されます。）</p>
活用できる方	●農業者の組織する団体、農業協同組合等
お問い合わせ	県生産振興課企画調整班 043-223-2890

制度の名称	被災した漁船の復旧への支援
支援の種類	経費補助
制度の内容	●被災した漁船の復旧を図るため、漁業を継続するために必要となる被災漁船の代船導入や修理等に係る経費について、助成します。
活用できる方	●漁業者
お問い合わせ	県水産課 043-223-3034

制度の名称	栽培技術支援
支援の種類	情報提供
制度の内容	<p>●千葉県における農業気象災害等に対する技術対策を作成しましたので、以下のサイトを確認いただき、ご活用ください。</p> <p>■農業気象災害に対する技術対策</p> <p>http://www.pref.chiba.lg.jp/ninaite/gijyututaisaku/gijyututaisaku.html</p>
活用できる方	●農業者
お問い合わせ	県担い手支援課技術振興室 043-223-2907